

温故知新

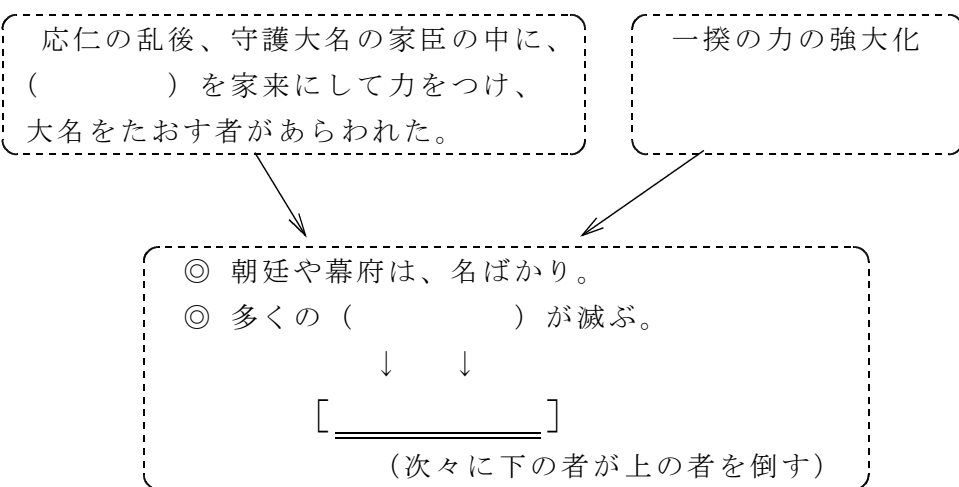
(封建社会のはじまり)

成り上がりの戦国大名⇒⇒⇒ ()・()
守護大名から戦国大名⇒⇒⇒ ()・()

自治都市

京都では、()といわれた富裕な商工業者が中心となって戦乱で焼けた町を復興し、自治的に政治を行った。

港町の()でも貿易で得た富をもとに、有力商人の寄合で町の政治がおこなわれ、戦乱の世でも平和を守った。



- []
- 新しい支配者 (中には守護大名からの者もいる)
 - 幕府から独立して政治を行う。
 - ()を広げるために互いに戦った。
 - 一揆をおさえながら、()を築いた。
 - 村に住む家来や各地の商工業者を()へ移らせた。
 - 治水工事を進めて()を広げ、田畑の面積を調べ()を増やした。
 - () (家法) という領内支配の法律をつくった。

下剋上

主人が有力な家臣の期待にこたえられない場合、「去るのは自分ではなく、去るべきは主人である」といった考えを家臣がもったとき、下剋上が行われる。といっても家臣一人でできるわけではなく、国人領主層のまとまりがなくては行えないのである。あの武田信玄も黄金を持って戦場に行き、家臣のめざましい働きに袋から出して与えたというし、厠の中でも刀をさすという警戒ぶりであったようだ。文化面においても、戦国大名は茶の湯・和歌などの教養を身につけて家臣を凌駕しておかねばならなかった。そして下剋上防止のため、たえず周辺への軍事行動を繰り返したのである。

分国法

応仁の乱以後、幕府の権限の弱体化が進み戦国時代に入る。戦国大名たちは、独自に法令を作り、自分の領国内にだけ通用させた。この法令・規則をいう。代表的なものとして、大内氏の壁書、今川氏の仮名目録、伊達氏の塵芥集、武田氏の甲州法度、長宗我部元親百箇条などがある。内容は、刑事法・貢租法・用水法・土地売買等様々だが、裁判権の独占が強調されている。また、「六角氏式目」や「甲州法度」などの条文には、主君をも規制することが出ており、戦国大名と重臣との関係は、近世における絶対的な上下の関係ではなく、比較的対等に近いものだったようである。

武士の家と女性

室町時代、武士の家では、()だけが親の財産を相続するようになった。そのため、女性には財産は分け与えられなくなり、妻の働きは、家の中の仕事に限られるようになった。